

石木ダム取り消しを

長崎地裁 反対派110人が提訴

国の事業認定

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業について、反対地権者計110人が30日、「公共性を欠き、違憲違法な事業」として国に事業認定取り消しを求める行政訴訟を長崎地裁に起こした。反対派による提訴は初めて。半世紀近く続くダム建設問題は、司法判断を仰ぐ新たな局面を迎えた。

【25面に関連記事】



横断幕を掲げ、長崎地裁に訴状の提出へ向かう原告団
—長崎市万才町、同地裁前（荒木勝郎撮影）

反対地権者を支援する石木ダム対策弁護団（団長・馬奈木昭雄弁護士）によると、原告110人のうち、約50人は地元で暮らす13世帯の地権者で残りは各地の共有地権者（一坪地主）。

反対地権者ら約50人は同日午後3時すぎ、地裁前で集会を開き、代表者が地裁に訴状を提出した。

訴状で、同事業は「公共性・必要不可欠性を欠いている」と指摘。「（公益上必要のある事業を対象とする）土地収用法に反してなされた事業認定は取り消されなければならない」と主張した。提訴後、馬奈木団長は「客観的にみれば勝負はついているが県や佐世保

市が負けを認めない。第三者に判断してもらいたい」と述べた。

同事業は県が1972年に予備調査を開始し、75年に国が事業採択。82年に県が機動隊を導入し強制測量を実施するなど反対地権者との溝は深まる一方で、40年以上たった今も本體工事に着工できていない。2013年9月の国の事業認定に基づき、県は8月に反対地権者の農地の強制収用に着手。反対地権者は話し合いでの解決が困難とみて、提訴に踏み切った。

事業認定した国土交通省九州地方整備局（九地整）は「訴状が届いていないためコメントは差し控えた」としている。

弁護団は今回の訴訟とは別に、県と佐世保市を相手とした工事差し止めの仮処分を年内にも長崎地裁佐世保支部に申し立てる方針。県知事、佐世保市長を相手に、税金の無駄遣いを問う住民監査請求に基づく住民訴訟も今後検討していくという。

（熊本陽平）

ズーム

事業認定 土地収用法に基づき、事業の公益性を判断する手続き。認定庁（石木ダムの場合は国土交通省九州地方整備局）が住民らの意見聴取などを経て、学識者らでつくる「第三者機関」の社会資本整備審議会から意見を聞き可否を判断。認定後は最長4年間効力があり、地権者が予定地

明け渡しに応じない場合、県収用委員会に収用裁決を申請できる。同委員会が補償額や明け渡し期限を裁決すると、強制収用が可能になる。石木ダムでは県と佐世保市が2009年に事業認定申請し、13年に国が事業認定を告示。同委員会の裁決を受け、今年8月には反対地権者4世帯の農地約5500平方メートルがダム建設用地として強制収用された。

石木ダム訴訟

「裁判しか残っていない」

反対地権者 古里守る決意新た

「主張を世間に訴えるには裁判しか残っていない」「人事を尽くして天命を待つ」。石木ダム建設事業をめくり、反対地権者が国を相手に事業認定取り消し訴訟を起こした30日。提訴後に長崎市内で会見した反対地権者は、複雑な心境を口にした。ながらも古里を守る強い決意を新たに示した。

ダム建設予定地には現在も13世帯約60人が生活している。地権者の一人、石丸勇さん(66)は「これだけ人が住んでいれば強制収用はないだろうと考えていた」。だが、所有する水田は既に強制収用され、県は予想に反して強引な手法をとってきた。「できれば裁判は避けたかった。苦しい戦いになるだろうがやるしかない」と覚悟を語った。

住民の大半は連日、早朝から工事現場入り口に座り込み、工事着工の阻止行動

を強いられている。反対地権者の代表格、岩下和雄さん(68)は「県は今回の裁判の判決が出るまで作業を中断すべき」と訴え、結果を受けた上で事業を再考すべきだと主張。最後は「工事は絶対にさせない」と強い口調で締めくくった。

一方、訴訟に対し冷やかな見方もある。推進派の元地権者でつくる石木ダム対策協議会の山田義弘会長(78)は「反対地権者が互いに抜け出せないようにするための締め付けにしかみえない」と話した。

(熊本陽平)



事業認定の取り消し訴訟に向けた決意を語る地権者ら
—長崎市筑後町、県教育文化会館(荒木勝郎撮影)

水需要予測の是非争点か

県と佐保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業をめくり、反対地権者でつくる原告団が30日、国を相手に事業認定取り消しを求める行政訴訟を起こしたことを受け、県市と反対地権者との間で平行線をたどっていた同ダムの「必要・不必要」論争は司法の場に移る。県市は建設推進の姿勢を崩さず、提訴後も工事を進める考え。佐保市の水需要予測の是非などが争点となりそうだ。

一方、反対地権者側は佐保市が12年度に実施した再評価で、24年度までの水

需要予測が「人口減少、節水機器の普及などで年々減少し実績と乖離(かいり)している」と批判。原告団の団長を務める馬奈木昭雄弁護士は提訴後の会見で「提訴するまでもなく結論は出ている。県市が認めないから、裁判官に判断してもらう」と述べた。

里見晋則知事は「訴訟が起きたから工事をやめることにはならない」とコメント。県が本年度予定している付け替え道路迂回(うかい)道路の工事は進めていく考えを示した。(緒方秀一郎)

石木ダム

認定取り消し求め提訴

反対地権者 国を相手に 法廷の場でも論争

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダム建設事業を巡り、水没予定地で暮らす反対地権者ら110人は30日、事業は不必要かつ違憲で無効として、国を相手に事業認定処分の取り消し

を求める行政訴訟を長崎地裁に起こした。ダムの是非を巡る論争は、反対地権者13世帯約60人が暮らす現地の他、法廷にも場を広げ、新たな局面を迎えた。

【梅田啓祐】

訴状では「事業は公 主義とかけ離れた手法 共性、必要不可欠性を がとられている」と指 欠き、手続的にも民主 摘。「多数の地権者の 生活基盤、古里、人間 の尊厳を奪う事業は許 されない」と主張して

いる。

提訴にあたり、原告 団約60人は地裁前で集 会を開き、地権者の岩 下和雄さん(68)は「石 木ダムが必要なのは 明らか。我々は40年間 ダムに苦しめられてき た。工事は絶対にさせ ない」と訴えた。

提訴後、原告団と弁

護団(馬奈木昭雄団長)

は長崎市内で報告集会

を開き、法廷闘争に向

け「ガンバロー三唱」

で氣勢をあげた。既に

水田(約900平方メートル)

を強制収用された地権

者の石丸勇さん(66)は

「我が家の水田は戦前

に旧海軍に接収され

た。今また平和な時代

に同様の苦しみを味わ

っている。負けずに闘

い抜く」と意気込みを

述べた。

また、原告・弁護団

は県と佐世保市を相手 取り、工事差し止めの

仮処分を年内にも地裁

佐世保支部に申請する

方針で、全国から申立

人を募るといふ。馬奈

木団長は「事業関連で

県民、市民の税金が違

法に使われた」として

住民監査請求も検討す

る方針を示した。

一方、国の担当者は

「訴状が届いておらず

コメントできない」。

県河川課の担当者は

「被告ではなく、訴状

の内容も確認できない

のでコメントできない

が、石木ダム自体は必

要な事業との考えに変 わりはない」と話した。

石木ダム 必要ない

認定取り消し求め住民提訴

長崎地裁

長崎県と佐世保市が川棚(かわたな)町に計画している石木ダムをめぐり、地権者ら110人が11月30日、国に対して石木ダムの事業認定取り消し訴訟を長崎地裁に起こしました。



石木ダムの建設予定地・川原(こうばる)地区に住む13世帯約60人は50年にわたり、「ムダなダムはいらない」「ふるさとの自然を守れ」と反対し続けてきました。今回、地権者48人、共有地権者62人が「違法・違憲な事業」として提訴しました。訴状では利水・治水や手続き上の問題を挙げています。

石木ダム対策弁護団(馬奈木昭雄団長)は事業について、「土地・建物などの財産だけでなく、川原地区の自然に囲まれた長年にわたって先祖代々育んできた人と人とのつながりが破壊される違憲な事業」と指摘。利水に

については、佐世保市の発生は防げる」として過大な水需要があり、川棚川の治水について堤防整備により洪水

報告集会で、馬奈木団長は、税金が石木



石木ダムの行政訴訟提訴に向かう原告・弁護団ら=30日、長崎市

ダム建設事業によってムダ遣いされる問題を強調し、「県民の声、市民の声を聞かなければならないというのを県と佐世保市に分からせよう」と話しました。

地権者らは「強制収用は最後の手段。すべてが憲法に違反している」と訴えました。

見陳述し、「私たちの、ごく当たり前の生活の中で、ごく当たり前の幸せを求める権利よりも、電力会社の発電行為の方が大事なのか」

と訴えましまた、住の地震動想価となりう法の問題点した。

論争 地震動データ示せ 大飯原発控訴審で住民側

関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)の再稼働差し止め訴訟で控訴審の第6回口頭弁論が30日、名古屋高裁金沢支部(内藤正之裁判長)で開かれました。住民側は関電側に対し、原発で想定する最大の揺れとされ、耐震設計の要となる基準地震動を検証するための元データを提出するよう求めました。

見陳述し、「私たちの、ごく当たり前の生活の中で、ごく当たり前の幸せを求める権利よりも、電力会社の発電行為の方が大事なのか」

と訴えましまた、住の地震動想価となりう法の問題点した。

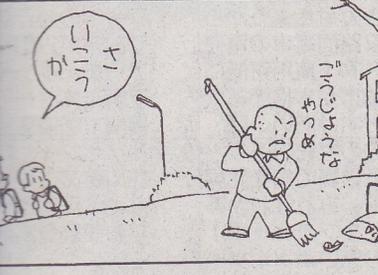
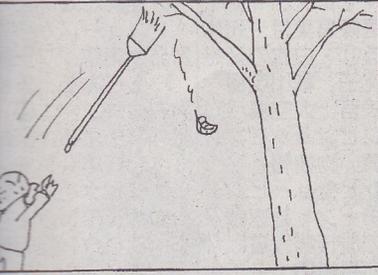
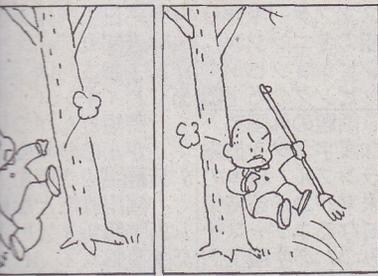
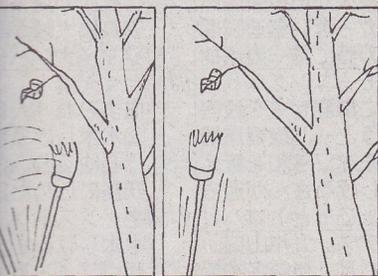
核燃事業延命 国関与の新法人設立

住民側は原発敷地の地下構造を3次元的に掌握するためのデータを出さないとは、どういうことか」と批判しました。裁判所も「示せるものは示したうえで裁判所が判断するのが原則だ」と述べると、関電側は「検討する」と答えました。

破綻が明白になってくる核燃料サイクル事業を維持・推進するため原発の使用済み核燃料の再処理事業のあり方を検討していた経済産業省の作業部会が30日開かれ、国が関与を強める認可法人を設立するなどの「中間報告」を提出した。

告」案を示年内に一般を募集する案では、を担う現行(青森県六力会社が出会社)に對委託する新人を設立し

まんまる 地 14268 オダシ



東京電力は30日、柏崎刈羽原発1〜7号機 関連のケーブルが規制 7号機で見

柏崎刈羽原発安全系ケーブル、全7基の1000本超違反

福島県南相馬市から避難している住職が意